

令和7年第5回（12月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ペ ー ジ
議案第131号	上越市月影の郷条例の一部改正について	農村振興課	1~2
議案第132号	上越市六夜山荘条例の一部改正について		3
議案第133号	上越市南葉高原キャンプ場条例の一部改正について	農林水産整備課	4~6
議案第134号	上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部改正について		7~9
議案第147号	上越市農業研修センター ^{ふよう} 芙蓉荘条例の廃止について	農村振興課	10
議案第106号	令和7年度上越市一般会計補正予算(第5号)	農政課ほか	11~17

農林水産部

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第131号
提出課	農村振興課

上越市月影の郷条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。 (別表関係)

区分			上限額	
			改正後	現行
宿泊	宿泊利用	中学生以上	6,600円	4,400円
		小学生以下	4,900円	3,300円
室	日帰り利用	1時間につき	300円	220円
			300円	220円
体験学習室	多目的ホール		300円	220円
			300円	220円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 (附則第2項関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市月影の郷条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表 (第15条関係)				別表 (第15条関係)			
		区分	上限額			区分	上限額
宿泊	宿泊利用	中学生以上	1人	6,600円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。	宿泊利用	4,400円
		小学生以下	1泊	4,900円			
室	日帰り利用	1時間につき		300円		日帰り利用	220円

改 正 案	改 正 前								
<table border="1"><tr><td>体験学習室</td><td>300円</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>300円</td></tr></table> <p>備考 略</p>	体験学習室	300円	多目的ホール	300円	<table border="1"><tr><td>体験学習室</td><td>220円</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>220円</td></tr></table> <p>備考 略</p>	体験学習室	220円	多目的ホール	220円
体験学習室	300円								
多目的ホール	300円								
体験学習室	220円								
多目的ホール	220円								

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第132号
提出課	農村振興課

上越市六夜山荘条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。（別表関係）

区分	上限額	
	改正後	現行
宿泊室	宿泊利用 1人につき7,500円	1人につき5,030円
	日帰り利用 1時間につき600円	1室につき2,200円
交流室	1時間につき1,000円	1室につき10,480円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

(2) (1)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市六夜山荘条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案			改 正 前		
別表（第15条関係）			別表（第15条関係）		
区分	上限額	摘要	区分	上限額	摘要
宿泊室	宿泊利用 1人につき7,500円	飲食料金を除く。	宿泊室	宿泊利用 1人につき5,030円	飲食料金を除く。
	日帰り利用 1時間につき600円			日帰り利用 1室につき2,200円	
交流室	1時間につき1,000円		交流室	1室につき10,480円	
備考 略			備考 略		

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第133号
提出課	農林水産整備課

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 南葉山荘の廃止に伴い、施設の位置を改める。 (第2条関係)
- (2) 南葉山荘、多目的スポーツ広場及びテニスコートの廃止に伴い、関連する規定を整理する。 (第3条、別表関係)
- (3) 施設の利用時間を次のように改める。 (第9条関係)
 - ア 学習・休憩棟、バンガロー及びテントサイトの日帰り利用 午前10時から午後4時30分まで
 - イ 宿泊利用 午前10時から翌日午前9時まで
- (4) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。 (別表関係)

施設の名称	単位	上限額	
		日帰り	宿泊
学習・休憩棟	全館	9,900円	19,800円
バンガロー	1棟	2,600円	7,500円
テントサイト	1張分	700円	1,200円

附属設備	単位	上限額
温水シャワー	1回	100円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市南葉高原キャンプ場条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前								
(名称及び位置) 第2条 略 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>上越市南葉高原キャンプ場</td> <td>上越市大字後谷329番地</td> </tr> </table>	名称	位置	上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷329番地	(名称及び位置) 第2条 略 <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>上越市南葉高原キャンプ場</td> <td>上越市大字後谷251番地8</td> </tr> </table>	名称	位置	上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷251番地8
名称	位置								
上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷329番地								
名称	位置								
上越市南葉高原キャンプ場	上越市大字後谷251番地8								

改 正 案	改 正 前																																																												
(施設) 第3条 略 (1) 略 (削除) (2)~(6) 略 (削除) (7) 略 (削除) (開場期間及び利用時間) 第9条 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 <u>(7) 学習・休憩棟、バンガロー及びテントサイト 午前10時から午後4時30分まで</u> (8) 略 イ 宿泊利用 <u>午前10時から翌日午前9時まで</u>	(施設) 第3条 略 (1) 略 <u>(2) 南葉山荘</u> <u>(3)~(7) 略</u> <u>(8) 多目的スポーツ広場</u> <u>(9) 略</u> <u>(10) テニスコート</u> (開場期間及び利用時間) 第9条 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 <u>(7) 南葉山荘、学習・休憩棟、バンガロー、テントサイト及びテニスコート 午前9時から午後4時30分まで</u> (8) 略 イ 宿泊利用 <u>午前9時から翌日午前9時まで</u>																																																												
別表 (第11条、第14条関係)	別表 (第11条、第14条関係)																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">上限額</th> </tr> <tr> <th>日帰り</th> <th>宿泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習・休憩棟</td> <td>全館</td> <td>9,900円</td> <td>19,800円</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1棟</td> <td>2,600円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>テントサイト</td> <td>1張分</td> <td>700円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属設備</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 市内の小学校及び中学校の授業又は行事でテントサイトを利用する場合の上限額は、定額の50パーセントの額とする。</p> <p>2 この表に定める額は、税を含む額とする。</p>	施設の名称	単位	上限額		日帰り	宿泊	学習・休憩棟	全館	9,900円	19,800円	バンガロー	1棟	2,600円	7,500円	テントサイト	1張分	700円	1,200円	附属設備	単位	上限額	温水シャワー	1回	100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">上限額</th> </tr> <tr> <th>日帰り</th> <th>宿泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南葉山荘</td> <td>全館</td> <td>6,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>学習・休憩棟</td> <td>全館</td> <td>6,600円</td> <td>13,200円</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1棟</td> <td>1,760円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>テントサイト</td> <td>1張分</td> <td>480円</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面</td> <td colspan="2">2時間につき 510円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属設備</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テント</td> <td>4人用</td> <td>1張1回 (9:00~ 翌日の 9:00)</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>6人用</td> <td></td> <td>510円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 テニスコートの利用時間が2時間に満たないときは、2時間として計算する。</p>	施設の名称	単位	上限額		日帰り	宿泊	南葉山荘	全館	6,000円	15,000円	学習・休憩棟	全館	6,600円	13,200円	バンガロー	1棟	1,760円	5,000円	テントサイト	1張分	480円	840円	テニスコート	1面	2時間につき 510円		附属設備	単位	上限額	テント	4人用	1張1回 (9:00~ 翌日の 9:00)	310円	6人用		510円
施設の名称			単位	上限額																																																									
	日帰り	宿泊																																																											
学習・休憩棟	全館	9,900円	19,800円																																																										
バンガロー	1棟	2,600円	7,500円																																																										
テントサイト	1張分	700円	1,200円																																																										
附属設備	単位	上限額																																																											
温水シャワー	1回	100円																																																											
施設の名称	単位	上限額																																																											
		日帰り	宿泊																																																										
南葉山荘	全館	6,000円	15,000円																																																										
学習・休憩棟	全館	6,600円	13,200円																																																										
バンガロー	1棟	1,760円	5,000円																																																										
テントサイト	1張分	480円	840円																																																										
テニスコート	1面	2時間につき 510円																																																											
附属設備	単位	上限額																																																											
テント	4人用	1張1回 (9:00~ 翌日の 9:00)	310円																																																										
	6人用		510円																																																										

改 正 案	改 正 前
	<p>2 市内の小学校及び中学校の授業又は行事でテントサイト及びテントを利用する場合の上限額は、定額の50パーセントの額とする。</p> <p>3 キャンプ場の施設を利用して入場料金を徴する場合は、定額に入場料金（2以上の料金があるときは、その最高料金）10人分に相当する金額を加算した額を上限額とする。</p> <p>4 この表に定める額は、税を含む額とする。</p>

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第134号
提出課	農林水産整備課

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) コテージ及びキャンプ場の宿泊利用並びに炊事棟、野外ステージ及びゲストハウスの利用時間を次のように改める。（第9条関係）
 - ア コテージ及びキャンプ場の宿泊利用 午後2時から翌日午前10時まで
 - イ 炊事棟、野外ステージ及びゲストハウス 午前9時から午後5時まで。ただし、アを利用する者にあっては、午後2時から翌日午前10時までとする。
- (2) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。（別表関係）

区分	単位	上限額	
		改定後	現行
コテージ	バス タイプ	9人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に18,300円を加算した額
		6人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に12,200円を加算した額
	日帰り利用	9人用	18,300円
		6人用	12,200円
	シャワータイプ	9人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に13,700円を加算した額
		6人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に9,100円を加算した額
		日帰り利用	13,700円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

- (3) 附属設備の利用料金の表を削る。（別表関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市菖蒲高原緑地休養広場条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前																																																						
(利用時間)					(利用時間)																																																						
第9条 略					第9条 略																																																						
(1) 略					(1) 略																																																						
ア 略					ア 略																																																						
イ 宿泊利用 <u>午後2時から翌日午前10時まで</u>					イ 宿泊利用 <u>午前9時から翌日午前9時まで</u>																																																						
(2) 炊事棟、野外ステージ及びゲストハウス 午前9時から午後5時まで。ただし、前号に掲げる施設の宿泊利用をする者の利用にあっては、 <u>午後2時から翌日午前10時まで</u> とする。					(2) 炊事棟、野外ステージ及びゲストハウス 午前9時から午後5時まで。ただし、前号に掲げる施設の宿泊利用をする者の利用にあっては、 <u>午前9時から翌日午前9時まで</u> とする。																																																						
(3) 略					(3) 略																																																						
別表 (第15条関係)					別表 (第15条関係)																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th><th>単位</th><th>上限額</th><th colspan="3"></th><th colspan="2"></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">コテージ</td><td rowspan="2">バス タイプ</td><td rowspan="2">宿泊利用</td><td>9人用</td><td>利用人数に2,200円を乗じて得た額に18,300円を加算した額</td><td rowspan="2">9人用</td><td rowspan="2">1棟1泊につき</td><td rowspan="2">1,530円を乗じて得た額に12,230円を加算した額</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>6人用</td><td>利用人数に2,200円を乗じて得た額に12,200円を加算した額</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td rowspan="2">日帰り利用</td><td rowspan="2">9人用</td><td>日帰り利用</td><td>18,300円</td><td rowspan="2">9人用</td><td rowspan="2">1棟1泊につき</td><td rowspan="2">1,530円を乗じて得た額に8,150円を加算した額</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>6人用</td><td>12,200円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シャワータイプ</td><td rowspan="2">宿泊利用</td><td rowspan="2">9人用</td><td>利用人数に2,200円を乗じて得た額に13,700円を加算した額</td><td>9人用</td><td rowspan="2">1棟1泊につき</td><td rowspan="2">1,530円を乗じて得た額に9,170円を加算した額</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>6人用</td><td>利用人数に2,200円を乗じて得た額に9,100円を加算</td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	区分			単位						上限額						コテージ	バス タイプ	宿泊利用	9人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に18,300円を加算した額	9人用	1棟1泊につき	1,530円を乗じて得た額に12,230円を加算した額			6人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に12,200円を加算した額			日帰り利用	9人用	日帰り利用	18,300円	9人用	1棟1泊につき	1,530円を乗じて得た額に8,150円を加算した額			6人用	12,200円			シャワータイプ	宿泊利用	9人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に13,700円を加算した額	9人用	1棟1泊につき	1,530円を乗じて得た額に9,170円を加算した額			6人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に9,100円を加算						
区分			単位	上限額																																																							
コテージ	バス タイプ	宿泊利用	9人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に18,300円を加算した額	9人用	1棟1泊につき	1,530円を乗じて得た額に12,230円を加算した額																																																				
			6人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に12,200円を加算した額																																																							
	日帰り利用	9人用	日帰り利用	18,300円	9人用	1棟1泊につき	1,530円を乗じて得た額に8,150円を加算した額																																																				
			6人用	12,200円																																																							
シャワータイプ	宿泊利用	9人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に13,700円を加算した額	9人用	1棟1泊につき	1,530円を乗じて得た額に9,170円を加算した額																																																					
			6人用	利用人数に2,200円を乗じて得た額に9,100円を加算																																																							

改 正 案					改 正 前				
				した額					した額
日 帰 9 人	日 帰 9 人	日 帰 9 人	日 帰 9 人	13,700 円	日 帰 9 人	日 帰 9 人	日 帰 9 人	日 帰 9 人	9,170 円
り 利 用 6 人	り 利 用 6 人	り 利 用 6 人	り 利 用 6 人	1	り 利 用 6 人	り 利 用 6 人	り 利 用 6 人	り 利 用 6 人	1
用 用 用	用 用 用	回 に つ き	回 に つ き	9,100 円	用 用 用	回 に つ き	用 用 用	回 に つ き	6,120 円
(略)					(略)				
備考 略					備考 略				

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第147号
提出課	農村振興課

上越市農業研修センター芙蓉莊条例の廃止について

1 廃止理由

利用実態や老朽化の状況を踏まえ、供用を廃止するもの

2 施行期日

令和8年4月1日

<参考>施設の概要

施設名称	上越市農業研修センター芙蓉莊
所在地	上越市大字富岡 3003 番地の1
構造	鉄筋コンクリート造
延床面積	853.27 m ²
敷地面積	2,690.67 m ²
設置年度	昭和53年度
設置目的	近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第106号
提出課	農政課

歳出科目 (P34～P35)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
自然循環型農業推進事業	39,907	2,496	42,403

主な補正財源	主な経費
県支出金 2,496	負担金補助及び交付金 2,496

【補正理由】

県の補助事業を活用し、化学肥料から有機質資材等への転換など、特別栽培農産物等※の生産拡大を支援するため、所要額を増額するもの

【補正内容】

○みどり計画実践加速化支援事業費補助金 2,496

(実施内容)

- ・対象者：販売農家
- ・補助対象：令和7年産、8年産における特別栽培農産物等の前年産からの拡大面積
- ・交付金額：拡大面積10aあたり7,500円以内

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金 みどり計画実践加速化支援事業費補助金	0	2,496	2,496

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金 みどり計画実践加速化支援事業費補助金	0	2,496	2,496

※特別栽培農産物等…以下の①～③に該当する農産物

- ①国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培農産物
- ②新潟県特別栽培農産物認証制度やJA等から第3者認証を受けた特別栽培農産物
- ③有機農産物（JAS法に基づく登録認証機関の認証を受けたもの）

〈特別栽培農産物〉

- ・地域の慣行的な化学合成農薬等の使用状況に比べて、「化学合成農薬（有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除く。）の使用回数が50%以下」かつ「化学肥料の窒素成分量が50%以下」で栽培された農産物

歳出科目 (P 34～P 35)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
水田農業推進事業	51,059	12,284	63,343

主な補正財源	主な経費
県支出金 12,284	負担金補助及び交付金 12,284

【補正理由】

県の補助事業を活用し、燃油の使用量低減に資する農業用機械の導入費の一部を支援するため、所要額を増額するもの

【補正内容】

○省エネルギー対応農業生産条件整備支援事業費補助金 12,284

(実施内容)

地区名	事業主体	事業内容	補助率	補助金額
合併前 上越市	農地所有適格法人	トラクター1台 田植機1台 ドローン1台	5/10	10,434
	農地所有適格法人	田植機1台	5/10	1,850
合 計				12,284

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金 農林水産業総合振興事業費補助金	13,676	12,284	25,960

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金 省エネルギー対応農業生産条件整備支援事業費補助金	0	12,284	12,284

歳出科目 (P 34～P 35)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
担い手育成確保支援事業	97,602	677	98,279

主な補正財源	主な経費
県支出金 677	負担金補助及び交付金 677

【補正理由】

農地中間管理機構を活用し農地の集積や集約に取り組む地域が変更となったことから、
機構集積協力金を増額するもの

【補正内容】

○機構集積協力金交付事業 677

(実施内容)

区分	当初	補正後
交付地区	1 地区：清里区	2 地区：有田区、名立区
交付金額	16,940	17,617

※当初、見込んでいた地区は、今年度の事業化は見送り

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金 農地面的集積促進事業費補助金	17,737	677	18,414

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金 機構集積協力金	16,940	677	17,617

歳出科目 (P 34～P 37)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
埋設農薬適正処理事業	163,328	30,072	193,400

主な補正財源	主な経費
県支出金 22,554	委託料 30,072
一般財源 7,518	

【補正理由】

富岡地内で実施している埋設農薬掘削・無害化処理委託について、掘削土や地下水の量等が当初の見込みを上回り、処理経費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

○掘削・無害化処理委託料 30,072

(実施内容)

地区名	事業費	実施内容
合併前上越市	富岡	30,072 搬出運搬、無害化処理

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後
県支出金 埋設農薬適正処理事業補助金	122,496	22,554	145,050

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
委託料 掘削・無害化処理委託料	163,328	30,072	193,400

歳出科目 (P 44～P 45)	11 款 1 項 1 目	農地、農業用施設災害復旧費
------------------	--------------	---------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農地、農業用施設災害復旧費	315,182	45,500	360,682

主な補正財源	主な経費
県支出金 26,050	工事請負費 45,500
市債 13,400	
一般財源 6,050	

【補正理由】

9月3日の大雨により被災した下宇山地内及び、吉川区長坂地内の農地、農業用施設の復旧に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(実施内容)

地区名		区分	事業費	実施内容
合併前上越市	下宇山	豪雨	34,500	農地復旧 N=4箇所 ため池堤体法面復旧 L=27m
吉川区	長坂		11,000	水路復旧 L=51m
合計			45,500	

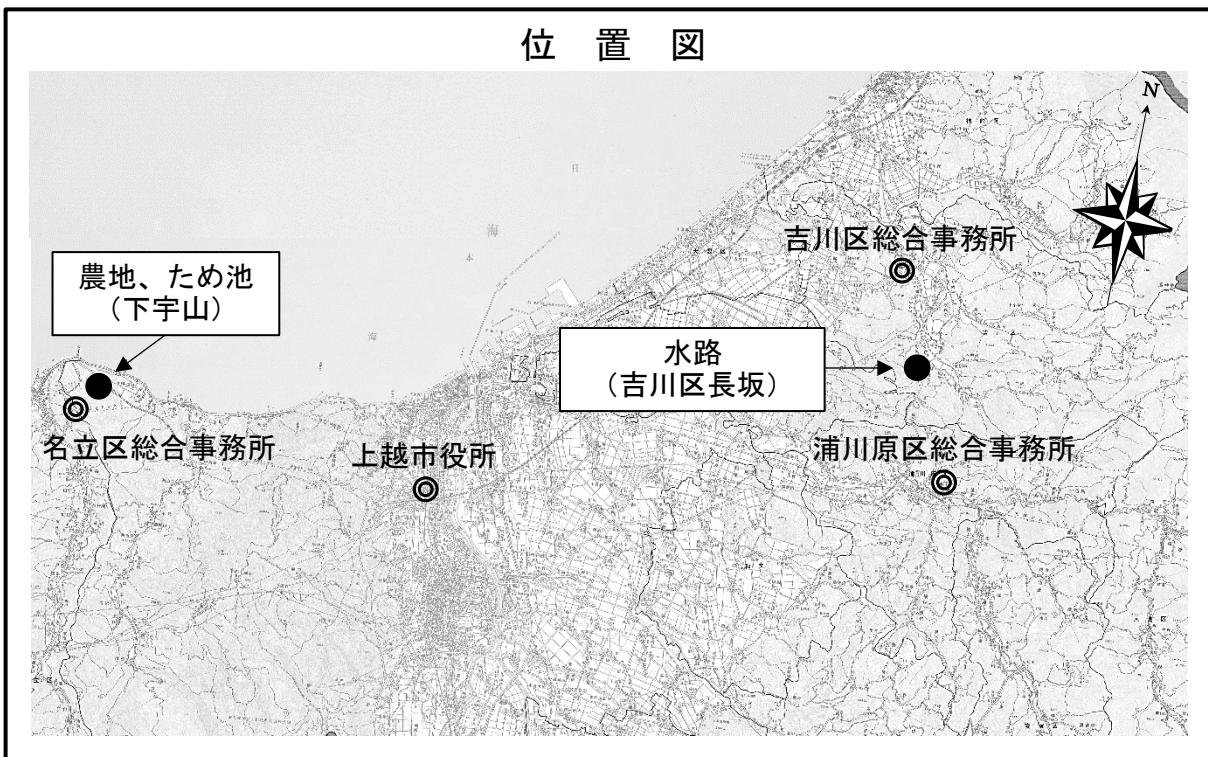
(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	令和7年発生農地、農業用施設災害復旧事業補助金	4,434	26,050	30,484
市債	令和7年発生農地、農業用施設災害復旧事業	0	13,400	13,400

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
工事請負費	災害復旧工事	160,927	45,500	206,427

位 置 図



○被災状況



ため池堤体法面崩落 (下宇山地内)



水路崩落 (吉川区長坂地内)

債務負担行為の補正について

1 内容

令和8年度に予定する松くい虫の駆除について、当該年度中の早期に作業を実施するため、新たに債務負担行為を設定するもの

2 限度額

36,861千円

3 年度ごとの支出予定額

(単位:千円)

期間	金額
令和7年度	0
令和8年度	36,861
合計	36,861

4 実施概要等

地区	施工地	実施内容
合併前上越市	西ヶ窪浜ほか	伐倒駆除
柿崎区	上下浜ほか	
大潟区	雁子浜ほか	